

## 平成29年度税制改正(資産税)

### (1) 財産の評価方法の見直し

相続税法の時価主義の下、より実態に即した評価の見直しを行う。

#### ・非上場株式の評価方法

会社規模判定基準の見直しにより、会社規模が上位に判定されやすくなる  
類似業種の上場会社の株価につき、「課税時期の属する月以前2年間平均」を追加  
配当金額:利益金額:簿価純資産の比重を「1:3:1」から「1:1:1」に変更  
適用時期…平成29.1.1以後の相続・遺贈・贈与より

#### ・広大地の評価

「面積に比例して減額する評価方法」から「各土地の形状・面積に基づく評価方法」へ変更  
適用要件の明確化  
適用時期…平成30.1.1以後の相続・遺贈・贈与より

### (2) 事業承継税制の見直し

中小企業の高齢化が進行していること等を踏まえて、早期かつ計画的な事業承継の促進のため、制度を使いやすくする。

#### ・非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

雇用確保要件:相続開始時(贈与時)の常時使用従業員数×80%の端数処理について、「一人未満切上」から「一人未満切捨」に変更

自社株式の贈与につき、相続時精算課税制度が選択可能に  
災害時等における雇用確保要件等が緩和

適用時期…平成29.1.1以後の相続・遺贈・贈与より

#### ・医療法人にかかる納税猶予制度の見直し

医業継続にかかる相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を3年延長

移行計画の認定を受けた医療法人は、持分なし医療法人へ移行後より6年間、下記の認定要件を満たし続ける必要あり。

もし当該期間中に認定要件を充足せず、認定が取り消された場合、医療法人に対して贈与税が課税

認定要件(平成29.4.1現在未確定)

- ・社員総会の議決
  - ・移行計画が有効かつ適正である
  - ・移行計画が3年以内
  - ・法人関係者に利益供与しないこと
  - ・役員報酬について不当に高額にならないよう定めていること
  - ・社会保険診療にかかる収入が全体の80%以上 等
- ※ 役員の親族構成割合の要件は緩和される見込み

適用時期…未定(平成29.4.1現在)

### (3) 固定資産税の課税見直し

- ・タワーマンション(居住用超高層建築物)に係る課税の見直し

建物全体の固定資産税総額は変えずに、階層ごとの固定資産税の負担割合を階層が増すごとに固定資産税が増すように調整する

適用時期…平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物(平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く)について適用

- ・固定資産税の減税措置(平成28年度改正分)の見直し

対象について「工具・器具備品」を追加

(機械装置以外の設備のうち、都心部に設置したものは一定の条件あり)

対象設備	取得価額(単品)	販売開始時期	生産性要件
機械装置	160万円以上	10年以内	旧モデル比 年平均1%以上向上
測定・検査工具	30万円以上	5年以内	
器具備品	30万円以上	6年以内	
建物附属設備	60万円以上	14年以内	

(中小企業庁 平成29年度版中小企業・個人事業主向け税制改正パンフレットより)

適用時期…平成29.4.1～平成31.3.31までの間に取得した対象資産について適用

### (4) その他

家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進

- ・積立型NISAの創設(現行の制度との選択適用)

	積立NISA	現行NISA
年間の投資上限額	40万円	120万円 (平成26・27年は100万円)
非課税期間	20年間	5年間
口座開設可能期間	20年間 (平成30～49年)	10年間 (平成26～35年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託	上場株式・ 公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、 定期かつ継続的な方法で投資	制限なし

(財務省 平成29年度税制改正パンフレットより)

適用時期…平成30.1.1以後の投資より